

平成 28 年度文京区国内交流・連携事業補助金事業について

1 目的

区と全国各地域との交流・連携を促進する契機となる事業に要する経費の一部を補助することにより、他の地域が持つ魅力の発信や、住民の交流を深める機会を奨励し、もって互いの発展・成長を図る。

2 補助対象者

要件を備えた補助対象事業を実施する非営利団体

※ 要件：団体の構成員が 10 人以上 等

3 対象地域

原則として、区と協定又は覚書を締結している道府県又は市区町村（東京都の市区町村を除く。）

4 補助対象事業

原則として、申請者が主催又は共催する事業のうち対象地域において実施される住民相互交流事業

※ 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 10 日までに実施したものを対象

5 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費

6 補助額

補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額で 100 千円を上限とし、予算の範囲内

7 対象件数

10 件（予定）

8 選考

補助の対象は公募とし、別に設置する選考委員会で決定する。

9 所要経費等

1,000 千円

〈内訳〉

負担金補助及び交付金 1,000 千円（100 千円×10 件）

※ 特別区全国連携プロジェクト助成金により全額支給（平成 28 年 6 月 24 日付
交付決定済み）

10 周知方法

区報（7 月 25 日号）、ホームページ等による周知